

事業計画概要書に対する知事意見書

3 佐地環第31-3号
令和3年(2021年)6月3日

マシャラトレーディング
ナディーム・アクタル 様

長野県佐久地域振興局長

令和3年4月13日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書(使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)の解体業の新規許可)

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	マシャラトレーディング ナディーム・アクタル 東京都町田市木曽西五丁目2番7号	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県佐久市湯原宇和田 890 番地	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	自動車解体業の用に供する施設	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	使用済自動車	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	2台/日	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 佐久市湯原地区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 佐久市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22号第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	佐久市湯原地区 (日時) 令和3年6月24日(木) 午後1時30分より (場所) 臼田公民館(佐久市下越16-5)	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。